

第3期
東久留米市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月
東久留米市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
(1) 法的位置づけ	2
(2) 他の計画との関連	3
(3) 第3期障害福祉計画策定における留意点	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	5
(1) 施設代表者会議・市民懇談会の開催	5
(2) 第2期の進捗状況の分析・検討	5
(3) アンケート調査の実施	5

第2章 障害者の現状

1 障害の状況	6
(1) 身体障害者の状況	6
(2) 知的障害者の状況	8
(3) 精神障害者の状況	9
(4) 障害児の就学状況	10
(5) 雇用・就労の状況	11
2 障害者に対するサービスの状況	12
(1) 障害福祉サービス等の利用状況	12
(2) アンケート調査結果に見るサービス利用意向	17

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念	30
(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重	30
(2) 市町村を基本とする仕組みへの	30
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に	30
2 平成26年度の目標値	31
(1) 施設入所者の地域生活への移行	31
(2) 福祉施設から一般就労への移行	31
(3) 就労移行支援事業の利用者数	31
(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	32

第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1 サービス体系	33
2 障害福祉サービス	34
(1) 訪問系サービス	34
(2) 日中活動系サービス	35
(3) 居住系サービス	37
(4) 相談支援	38
3 自立支援医療	39
4 補装具	40
5 地域生活支援事業	40
(1) 必須事業	41
(2) その他の事業	44
6 見込量確保のための方策	45
(1) 訪問系サービス	45
(2) 日中活動系サービス	45
(3) 居住系サービス	45
(4) サービス提供事業者の確保・育成	46
(5) サービスの質の確保・向上	46

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	47
(1) 市民参加の推進	47
(2) 行政内部における推進体制の強化	47
(3) 関係者・関係機関の連携の推進	47
(4) 障害者自立支援法以外の取組み	48
(5) 『東久留米市地域自立支援協議会』について	48
(6) 『東久留米市障害者就労支援室』について	48
2 計画の進行管理と評価	49

参考資料

1 東久留米市施設代表者会議検討経過	50
2 市内の障害者施設等一覧	51
3 用語解説	54

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が平成18年度に施行され、障害福祉サービスは身体障害・知的障害・精神障害の三障害を一元化した新体系のサービスとして実施することになりました。「利用者への応益負担の導入」や「事業者への報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。

そこで、国は、「利用者負担の軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」、「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに、「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」として「利用者負担の更なる軽減」、「事業者の経営基盤の強化」、「グループホーム等の整備促進」を平成20年度から実施することとしました。

このような状況の中、障害者福祉制度について、現在、障害者制度改革推進会議や総合福祉部会で新しい制度づくりに向けて議論が行われており、平成25年度に「障害者総合福祉法(仮称)」が施行される予定となっています。障害者総合福祉法施行までのつなぎ法として、障害者自立支援法等の一部を改正する法律が平成22年12月に成立しています。具体的には、「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障害を支援の対象とすることが明記され、障害福祉制度の枠組みに明確に位置づけられました。

また、身近な地域における障害児支援の充実、障害者の地域生活を進めるためのグループホームの家賃助成の創設、さらには発達障害児者の支援に必要な相談支援の強化などが盛り込まれています。

障害者の生活ニーズを把握し、当事者、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携してケアマネジメントの視点にたった総合的・継続的な支援ができる仕組みを一層強化していくとともに、誰でも安心・安全に暮らせるまちづくりのための環境整備が求められています。

こうした社会的な変化を踏まえ、障害者自立支援法に基づく「第2期東久留米市障害福祉計画」の見直しを行い、「第3期東久留米市障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 法的位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第3期計画として策定するものです。

計画の内容については、東久留米市長期総合計画との調整を図りつつ「東久留米市障害者基本計画」を継承し、3年間で1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

	障 害 福 祉 計 画	(参考) 障害者基本計画
根拠法令	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正法施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第11条) 長期的な見通しにたって効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「障害者基本計画」及び「東京都障害者計画」を基本とした東久留米市長期総合計画の部門計画

地域主権改革を踏まえた規定の整備

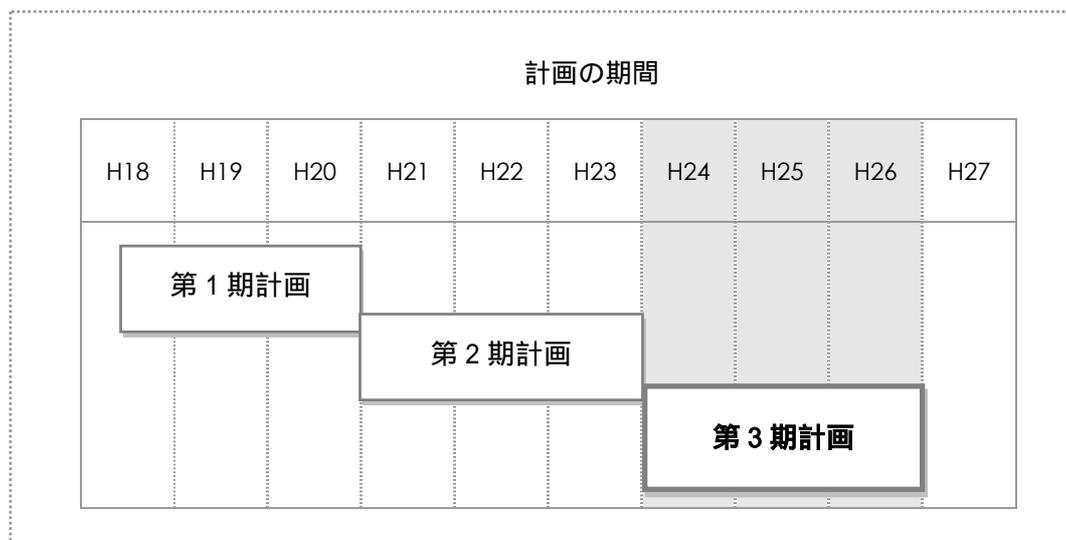
地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったが、できる限り地域住民の意見を反映させることが望ましい旨明確化する。また、これまで障害福祉計画に定める事項だったものが、今般改正により定めるよう努めなければならない事項になったもの等についても明確化する。

障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込む。

3 計画の期間

障害福祉計画は3年ごとに策定することとされています。本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とします。



4 計画の策定方法

(1) 施設代表者会議・市民懇談会の開催 ●●●●●●●●

本計画の策定にあたっては、障害当事者や障害福祉関係者の意向を把握するために、施設代表者会議と市民懇談会を開催し、現状と課題の把握・分析や計画の内容についての検討を行いました。市民懇談会には、市民の方や障害当事者の方に出席していただき、その意見や要望を計画に反映しました。

(2) 第2期の進捗状況の分析・検討 ●●●●●●●●

本計画の策定のために、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の供給実績など、第2期の進捗状況の分析・検討を行いました。その結果は、第3期の見込量算出のためのデータにするとともに、見込量確保のための方策など、本計画全体に反映しています。

(3) アンケート調査の実施 ●●●●●●●●●●

障害者の生活実態や意向を把握するために、平成23年9月に『東久留米市障害福祉計画策定のためのアンケート調査』を実施しました。「在宅の方を対象とした調査」は、地域生活の実態と問題点、地域で暮らす障害者の意向を把握することを目的としています。「施設に入所している方を対象とした調査」は、施設で暮らしている方の生活実態と、地域生活への移行など今後の暮らし方についての意向を把握することを目的としています。

第2章

障害者の現状

1 障害の状況

(1) 身体障害者の状況

東久留米市の身体障害者手帳所持者数は平成19年には3,920人でしたが、その後毎年増加しており、平成23年には4,374人となっています。

表1-1 年齢構成別身体障害者手帳所持者の推移 (単位：人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全体	3,920	4,017	3,953	4,204	4,374
18歳未満	107 2.7%	110 2.7%	186 4.7%	104 2.5%	99 2.3%
18歳以上	3,813 97.3%	3,907 97.3%	3,767 95.3%	4,100 97.5%	4,275 97.7%

(資料：障害福祉課 各年度4月1日現在)

表1-2 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全体	3,920	4,017	3,953	4,204	4,374
視覚障害	298 7.6%	297 7.4%	280 7.1%	304 7.2%	310 7.1%
聴覚・平衡機能障害	343 8.8%	360 9.0%	358 9.1%	377 9.0%	387 8.8%
音声・言語・そ しゃく機能障害	70 1.8%	75 1.9%	69 1.7%	76 1.8%	82 1.9%
下肢障害	837 21.4%	879 21.9%	876 22.2%	946 22.5%	1,017 23.3%
上肢障害	716 18.3%	736 18.3%	739 18.7%	773 18.4%	797 18.2%
体幹障害	518 13.2%	510 12.7%	461 11.7%	501 11.9%	507 11.6%
内部障害	1,138 29.0%	1,160 28.9%	1,170 29.6%	1,227 29.2%	1,274 29.1%

(資料：障害福祉課 各年度4月1日現在)

表1-3 障害等級別身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全体	3,920	4,017	3,953	4,204	4,374
1級	1,305 33.3%	1,339 33.3%	1,350 34.2%	1,429 34.0%	1,474 33.7%
2級	703 17.9%	707 17.6%	694 17.6%	723 17.2%	759 17.4%
3級	610 15.6%	636 15.8%	615 15.6%	667 15.9%	697 15.9%
4級	849 21.7%	872 21.7%	877 22.2%	920 21.9%	968 22.1%
5級	259 6.6%	263 6.5%	236 6.0%	268 6.4%	272 6.2%
6級	194 4.9%	200 5.0%	181 4.6%	197 4.7%	204 4.7%

(資料:障害福祉課 各年度4月1日現在)

2 障害者に対するサービスの状況

(1) 障害福祉サービス等の利用状況 ●●●●●●●●

訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況について見ると、利用者数は増加しているものの、利用時間数、利用者数は計画値を下回っています。

表6-1A 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービス	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護	のべ利用時間数(時間)	9,384	7,602	10,792	8,053	12,183	7,669
行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	127	112	146	119	168	120

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、23年度については9月実績)

表6-1B サービス別の内訳

訪問系サービス	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	のべ利用時間数(時間)	1,614	1,499	1,512
	実利用者数(人)	86	90	91
重度訪問介護	のべ利用時間数(時間)	5,348	5,801	5,475
	実利用者数(人)	15	15	15
行動援護	のべ利用時間数(時間)	640	753	682
	実利用者数(人)	11	14	14
重度障害者等包括支援	のべ利用時間数(時間)	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、23年度については9月実績)

日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況について見ると、生活介護については、計画値を上回っているものの、他のサービスでは計画値を下回っています。しかし、多くのサービスで利用者数が増加しています。

表6-2 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービス	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	のべ利用日数(日)	1,465	1,694	2,297	2,263	2,614	3,240
	実利用者数(人)	74	80	116	108	132	164
自立訓練 (機能訓練)	のべ利用日数(日)	30	22	59	0	161	17
	実利用者数(人)	1	1	3	0	8	1
自立訓練 (生活訓練)	のべ利用日数(日)	356	63	950	77	1,307	79
	実利用者数(人)	18	4	48	4	66	6
就労移行支援	のべ利用日数(日)	547	486	722	527	820	515
	実利用者数(人)	28	24	37	31	42	32
就労継続支援 (A型)	のべ利用日数(日)	39	64	78	60	569	63
	実利用者数(人)	2	3	4	3	29	3
就労継続支援 (B型)	のべ利用日数(日)	2,336	2,477	2,871	2,786	4,891	3,688
	実利用者数(人)	118	133	145	153	247	212
療養介護	実利用者数(人)	2	0	2	0	2	0
児童デイサービス	のべ利用日数(日)	585	493	585	459	585	590
	実利用者数(人)	35	38	35	35	35	35
短期入所	のべ利用日数(日)	134	171	147	155	180	145
	実利用者数(人)	19	15	21	17	25	22

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、23年度については9月実績)

居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況を見ると、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は計画値を下回っているものの、利用者数は増加しています。施設入所支援については、利用者数は増加しており、計画値も上回っています。

表6 - 3 A 居住系サービスの利用状況

居住系サービス	単位	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	実利用者数 （人）	62	55	73	62	84	81
施設入所支援	実利用者数 （人）	19	25	30	47	80	88
旧法身体障害者施設	実利用者数 （人）		15		6		0
旧法知的障害者施設	実利用者数 （人）		87		72		15

（資料：障害福祉課 各年度3月実績、23年度については9月実績）

相談支援事業（サービス利用計画作成）の利用状況

相談支援事業（サービス利用計画作成）については、現在障害福祉サービスの相談支援事業とは別に、障害福祉課や相談支援事業者などで、対象者が利用するサービスについての相談を個別に実施しているため、この制度を利用した実績はありませんでした。

自立支援医療の利用状況

自立支援医療の利用状況は、以下のようになっています。

表6 - 5 自立支援医療の利用状況

自立支援医療	単位	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
更生医療	実利用者数 （人）	30	42	32	49	34	42
育成医療	実利用者数 （人）	36	25	42	26	48	11
精神通院医療	実利用者数 （人）	1,525	1,606	1,601	1,655	1,681	1,753

（資料：障害福祉課 各年度3月末実績、23年度については10月までの実績）

補装具の利用状況

補装具の利用状況について見ると、利用者数は増加していますが、計画値を下回っています。

表6-6 補装具の利用状況

補装具	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
補装具	実利用者数 (人)	330	250	358	302	384	146

(資料：障害福祉課 各年度3月末実績、23年度については10月までの実績)

地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の実施状況は以下のようになっています。

表6-7A 地域生活支援事業(必須事業)の利用状況

地域生活支援事業 (必須事業)	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業 (障害者相談支援事業)	実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者等 派遣事業 (件)	120	117	140	96	160	55
	要約筆記者等 派遣事業 (件)	27	52	30	74	33	41
日常生活用具給付等 事業	介護・訓練支援 用具 (件)	9	7	12	17	15	2
	自立生活支援 用具 (件)	17	13	23	23	30	17
	在宅療養等 支援用具 (件)	14	5	22	5	30	2
	情報・意思疎通 支援用具 (件)	22	22	34	30	45	18
	排泄管理支援 用具 (件)	1,790	1,723	1,810	1,751	1,830	1,053
	住宅改修費 (件)	8	2	13	4	20	5
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	25	26	35	38	40	40
	実利用者数 (人)	243	244	267	223	275	202
	利用時間数 (時間/月)	2,382	2,253	2,858	2,310	4,183	2,323

(資料：障害福祉課 各年度3月末実績、23年度については移動支援事業は10月実績、それ以外の事業は10月までの実績)

表6-7B 地域生活支援事業（必須事業）の利用状況

地域生活支援事業 （必須事業）		単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
I 地域 機能 強化 事業 センター	型	実施箇所数 （箇所）	1	1	1	1	1	1
		実利用者数 （人）	60	51	65	68	70	70
	型	実施箇所数 （箇所）	1	1	1	1	1	1
		実利用者数 （人）	12	34	13	35	15	31

（資料：障害福祉課 各年度3月末実績、23年度については10月までの実績）

表6-7C 地域生活支援事業（その他の事業）の利用状況

地域生活支援事業 （その他の事業）		単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業		実施箇所数 （箇所）	4	4	4	4	4	4
		実利用者数 （人）	87	96	96	83	120	96
促進 事業 参加	奉仕員養成 研修事業	修了者数 （人）	70	84	75	77	80	50
	自動車運転免 許取得・改造 助成事業	実利用件数 （件）	5	5	6	4	7	2

（資料：障害福祉課 各年度3月末実績、23年度については日中一時支援事業は10月実績、それ以外の事業は10月までの実績）

(2) アンケート調査結果に見るサービス利用意向 ●●●●●

調査対象

市内在住の障害者手帳所持者のうち、在宅 2,904 名、施設入所者 96 名
を無作為抽出

調査期間

平成 23 年 9 月 30 日から平成 23 年 10 月 19 日

調査方法

郵送による配布・回収

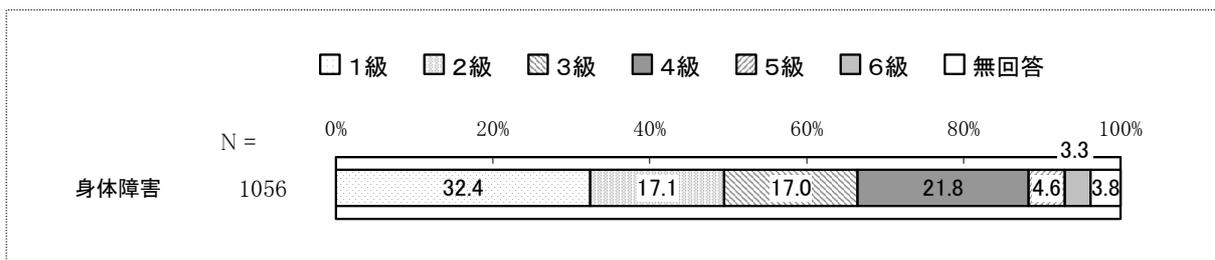
回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
在宅	2,904 通	1,557 通	53.6%	1,556 通	53.6%
施設入所者	96 通	71 通	74.0%	71 通	74.0%

在宅調査結果

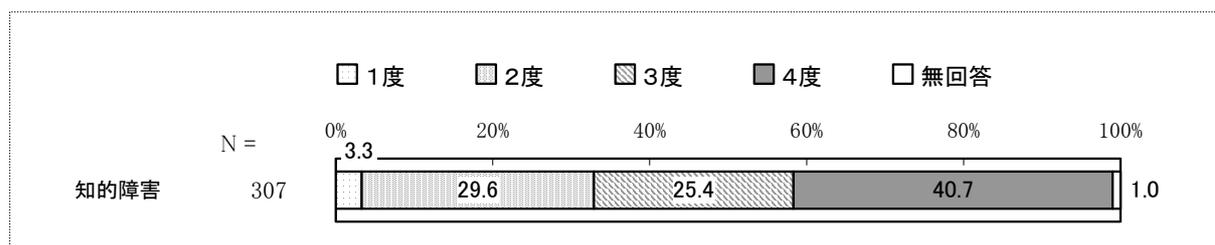
【身体障害者手帳 等級】

身体障害者手帳の等級については、「1級」の割合が32.4%と最も高く、次いで「4級」の割合が21.8%、「2級」の割合が17.1%となっています。



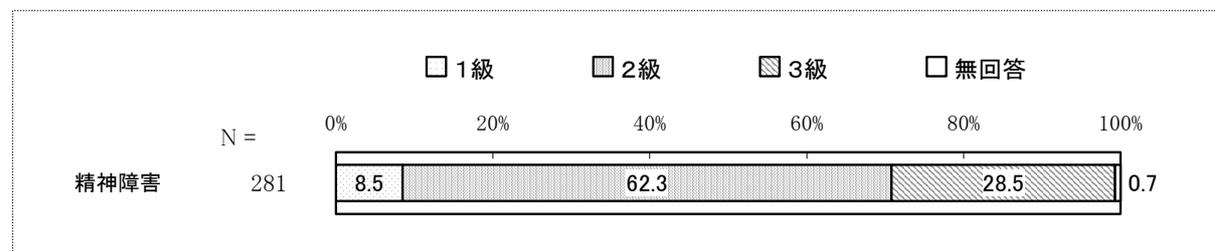
【愛の手帳 判定】

愛の手帳の判定については、「4度」の割合が40.7%と最も高く、次いで「2度」の割合が29.6%、「3度」の割合が25.4%となっています。



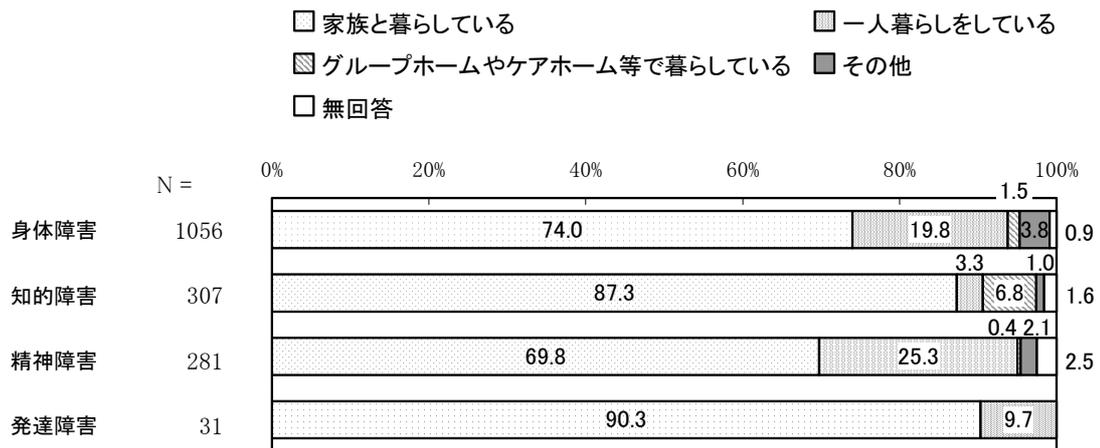
【精神障害者保健福祉手帳 等級】

精神障害者保健福祉手帳の等級については、「2級」の割合が62.3%と最も高く、次いで「3級」の割合が28.5%、「1級」の割合が8.5%となっています。



暮らし方について

暮らし方については、すべての障害で「家族と暮らしている」の割合が高く、6割を超えています。



主な介助者が困っていること

主な介助者が困っていることについては、知的障害、精神障害、発達障害において「精神的な負担が大きい」の割合が高く、5割を超えています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	人がいない	代わりの介助を頼める	休養や息抜きの時間がない	長期の旅行や外出がでない	仕事に出られない	介助者自身の健康に不安がある	身体的な負担が大きい	精神的な負担が大きい	経済的な負担が大きい	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	381	31.0	18.1	30.2	12.3	40.2	33.1	36.5	19.9	15.0	3.4	8.1	
知的障害	169	34.9	26.6	46.7	24.3	45.6	40.2	50.9	23.7	7.7	3.0	3.6	
精神障害	73	37.0	16.4	31.5	8.2	39.7	30.1	61.6	42.5	6.8	-	8.2	
発達障害	13	46.2	23.1	38.5	30.8	46.2	23.1	53.8	53.8	15.4	7.7	-	

日常生活で困っていること

日常生活で困っていることについては、身体障害では「健康状態に不安がある」の割合が、知的障害、精神障害、発達障害では「将来の生活に不安を感じている」の割合が最も高くなっています。また、精神障害、発達障害では「特に困っていることはない」の割合が1割以下となっており、8割以上が日常生活において困っていることがうかがえます。

単位：%

区分	有効回答数(件)	健康状態に不安がある	自分では身の回りのことが十分できない	自分や家族では家事が十分できない	介助者の負担が大きい	段差や階段など、住まいに支障がある	外出するのに支障がある	利用したい福祉サービスを十分受けられない	近所の人などとの人間関係に支障がある	将来の生活に不安を感じている	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	1056	49.1	28.8	9.9	17.6	16.8	31.3	7.3	5.6	42.3	18.8	4.3	5.9
知的障害	307	29.6	50.8	9.8	28.3	5.2	34.5	12.1	14.3	66.8	12.1	2.3	3.3
精神障害	281	55.2	34.9	19.2	15.7	5.7	22.8	9.6	21.4	76.2	7.5	10.0	3.2
発達障害	31	25.8	38.7	12.9	32.3	-	25.8	12.9	19.4	83.9	3.2	6.5	3.2

困ったときに相談する相手

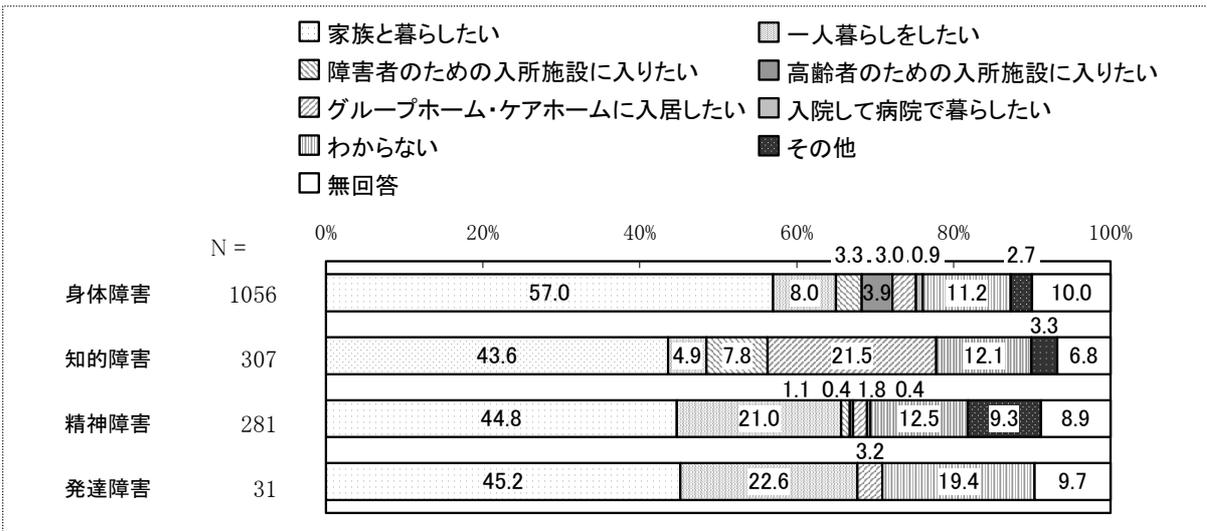
困ったときに相談する相手については、すべての障害において「家族や親族」の割合が高く、7割を超えています。次いで「医療関係者(医師・看護師など)」「友人・知人」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	家族や親族	友人・知人	近所の人	ホームヘルパー	障害者の会や家族の会	医療関係者(医師・看護師など)	通所している施設の職員	民生委員・児童委員	市役所の窓口(障害福祉課)	さいわい福祉センター	地域生活支援センター めるくまーる	就労支援センター	保健所	その他	無回答
身体障害	1056	77.4	20.9	4.7	9.6	2.7	36.5	8.4	0.9	16.5	2.3	1.7	0.3	0.6	5.8	4.7
知的障害	307	80.5	21.2	2.3	8.1	8.8	28.3	42.7	1.3	21.8	16.0	0.7	2.0	0.7	9.4	2.9
精神障害	281	71.2	31.3	3.2	5.3	3.6	50.9	16.7	0.4	22.1	1.8	8.2	5.0	4.3	8.9	0.7
発達障害	31	74.2	16.1	-	-	-	22.6	16.1	3.2	19.4	9.7	3.2	-	-	12.9	3.2

今後、送りたいと思っている生活

今後、送りたいと思っている生活については、すべての障害で「家族と暮らしたい」の割合が最も高く、4割を超えています。また、知的障害で「グループホーム・ケアホームに入居したい」の割合が高く、約2割となっています。



障害のある人が地域で生活していくために必要なこと

障害のある人が地域で生活していくために必要なことについては、身体障害で「利用しやすい医療機関」の割合が、知的障害、精神障害で「地域の人たちの障害に対する理解」の割合が最も高くなっています。発達障害では、「日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援）の充実」の割合が最も高く、6割を超えています。

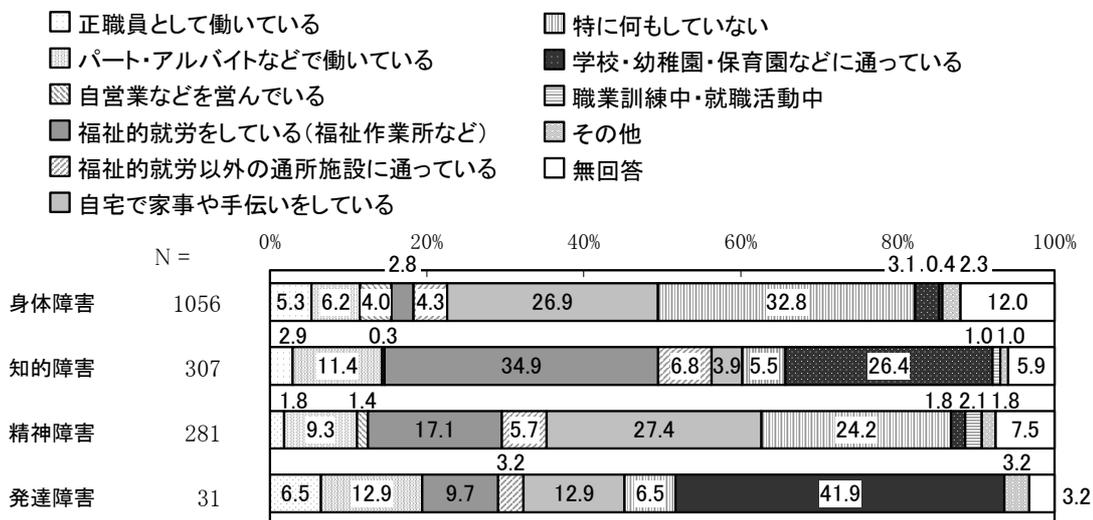
単位：%

区分	有効回答数(件)	地域生活やサービス利用に関する相談支援	訪問系サービスの充実	介護の充実	日中活動系サービス(生活支援、就労継続支援)の充実	日中活動系サービス(就労移行支援、就労継続支援)の充実	児童サービスなどの充実	日中活動系サービス(自訓練、PTサービスなど)の充実	グループホーム・ケアホームの拡充	事業の充実	コミュニケーション支援	障害者のための住宅の確保	利用しやすい医療機関	一般就労するための支援	リアフリー化	交通機関や施設などのバリアフリー化	地域の人たちの障害に対する理解	特に必要なことはない	その他	無回答
身体障害	1056	32.5	23.1	19.2	12.4	9.3	11.9	11.1	19.6	39.0	12.6	27.0	21.9	9.5	2.3	9.2				
知的障害	307	39.4	23.1	35.8	42.3	25.4	45.6	18.6	30.6	40.1	27.7	18.2	55.4	3.9	3.9	2.6				
精神障害	281	44.5	21.7	18.5	31.7	10.3	11.4	17.1	33.5	34.2	39.1	12.5	47.0	5.0	4.3	4.6				
発達障害	31	32.3	19.4	25.8	61.3	29.0	29.0	35.5	22.6	48.4	41.9	19.4	58.1	-	-	6.5				

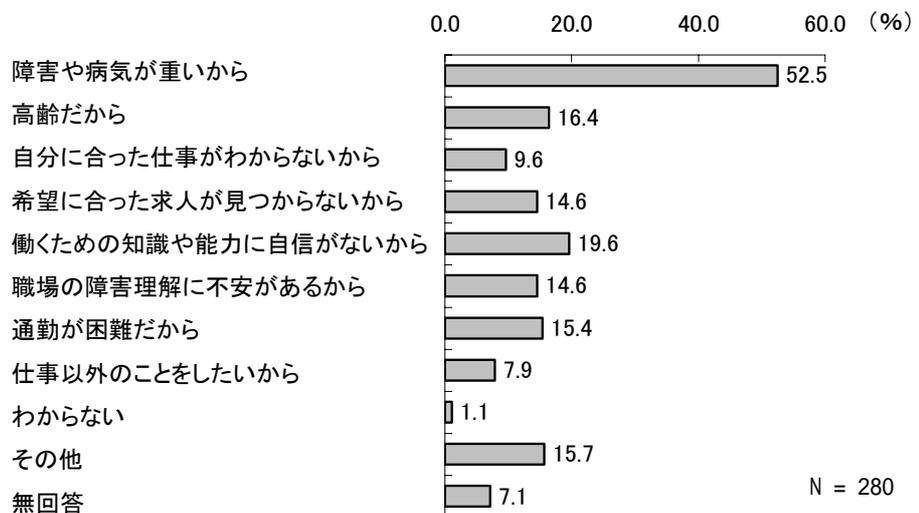
平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方については、身体障害、精神障害で「特に何もしていない」「自宅で家事や手伝いをしている」の割合が2割を超えています。知的障害では、「福祉的就労をしている（福祉作業所など）」の割合が3割を超えています。また、発達障害では、「学校・幼稚園・保育園などに通っている」の割合が4割を超えています。

また、18～64歳以下の方で、働いていない理由としては、「障害や病気が重いから」が最も高く5割を超えています。次いで「働くための知識や能力に自信がないから」、「高齢だから」、「通勤が困難だから」となっています。



「自宅で家事や手伝いをしている」、「特に何もしていない」方のうち、働いていない理由 (18～64歳の方のみ)



仕事をする上で困っていること

仕事をする上で困っていることについては、身体障害で「特に困っていることはない」の割合が、知的障害、精神障害、発達障害で「給与・工賃などの収入が少ない」の割合が最も高くなっています。また、すべての障害で「特に困っていることはない」の割合が4割以下となっており、半数以上が仕事をする上で何らかの困ることがあると回答しています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	給与・工賃などの収入が少ない	通勤がたいへん	身体的な負担が大きい	精神的な負担が大きい	障害に対する職場の理解不足	職場の人間関係	仕事の相談をする相手がいない	仕事が自分には合わない	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	193	31.6	13.5	18.1	16.1	10.9	10.9	4.7	3.6	36.3	3.1	3.6
知的障害	152	50.7	10.5	5.9	10.5	8.6	16.4	6.6	4.6	23.0	5.3	4.6
精神障害	83	59.0	15.7	15.7	32.5	13.3	36.1	12.0	4.8	19.3	12.0	-
発達障害	9	55.6	33.3	11.1	33.3	11.1	44.4	11.1	11.1	22.2	-	-

障害のある人が一般就労するために必要だと思う支援

障害のある人が一般就労するために必要だと思う支援については、身体障害、知的障害で「仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制」の割合が、精神障害で「障害や病気の状態に応じた柔軟な勤務体制」の割合が、発達障害で「障害についての理解を促進するための職場への働きかけ」の割合が最も高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	総合的な相談支援体制	仕事探しから就労までの柔軟な勤務体制	障害についての理解を促進するための職場への働きかけ	障害者が働く雇用の場の創出と拡充	障害の特性に合った職業・職域の開拓	仕事を体験するための職場実習	働くための知識や能力を身につけるための職業訓練	仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制	障害についての理解を促進するための職場への働きかけ	障害者が働く雇用の場の創出と拡充	障害の特性に合った職業・職域の開拓	仕事を体験するための職場実習	働くための知識や能力を身につけるための職業訓練	仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制	特に必要なことはない	その他	無回答
身体障害	1056	38.0	25.2	16.6	33.1	29.8	24.0	25.8	19.5	37.2	18.2	9.3	3.2	22.3				
知的障害	307	60.9	47.9	42.7	59.6	50.8	31.6	53.4	21.5	47.6	55.4	1.3	4.2	9.1				
精神障害	281	52.3	40.6	27.8	44.1	44.1	39.9	44.5	11.7	58.0	34.5	3.9	7.1	8.2				
発達障害	31	71.0	61.3	67.7	61.3	67.7	58.1	77.4	32.3	54.8	74.2	-	3.2	6.5				

訪問系サービスの利用に関して困っていること

訪問系サービスの利用に関して困っていることについては、身体障害で「制度がわかりにくい」の割合が2割以上、知的障害で「利用できる回数や日数が少ない」の割合が3割以上となっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	制度がわかりにくい	利用したいサービスが利用できない	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質について困っている	市役所での手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	利用者負担について困っている	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	138	25.4	15.2	19.6	7.2	13.8	8.0	10.1	27.5	2.9	22.5
知的障害	66	12.1	6.1	33.3	7.6	6.1	15.2	4.5	27.3	6.1	16.7
精神障害	23	13.0	17.4	13.0	17.4	8.7	4.3	-	34.8	13.0	21.7
発達障害	2	-	-	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	50.0

日中活動系サービスの利用に関して困っていること

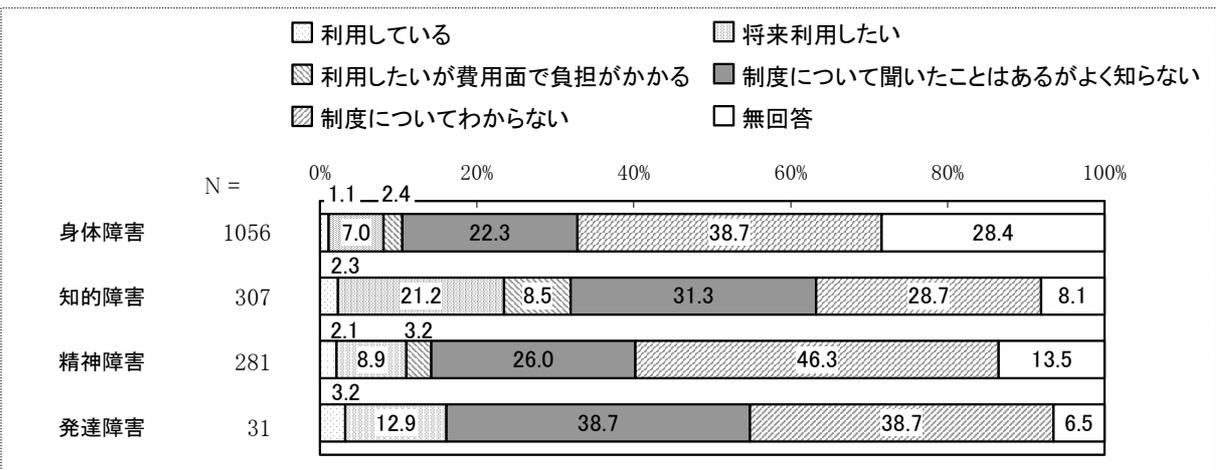
日中活動系サービスの利用に関して困っていることについては、すべての障害において「特に困っていることはない」の割合が最も高く、次いで身体障害、知的障害で「利用できる回数や日数が少ない」「制度がわかりにくい」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	制度がわかりにくい	利用したいサービスを利用できない	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質について困っている	他の利用者との関係が大変	市役所での手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	利用者負担について困っている	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	136	21.3	14.0	22.1	8.1	2.2	10.3	7.4	13.2	24.3	2.9	22.1
知的障害	125	16.8	4.8	21.6	8.8	7.2	10.4	10.4	2.4	32.0	2.4	16.0
精神障害	51	5.9	5.9	3.9	2.0	11.8	5.9	-	2.0	47.1	-	27.5
発達障害	4	25.0	-	50.0	-	-	-	-	25.0	50.0	-	-

成年後見制度の利用

成年後見制度の利用については、すべての障害で「制度について聞いたことはあるがよく知らない」「制度についてわからない」をあわせた制度を知らないと回答した割合が高く、6割以上となっています。一方、知的障害で「将来利用したい」の割合が約2割となっています。



施設入所者調査結果

現在の施設へ入所することを決めた理由

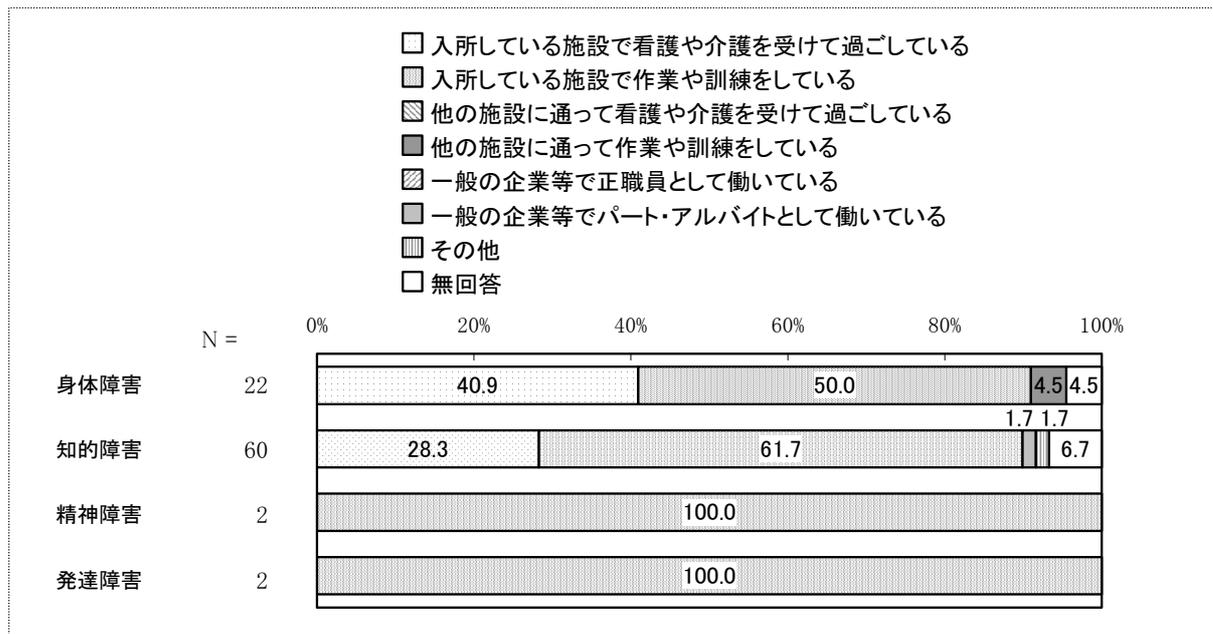
現在の施設へ入所することを決めた理由については、すべての障害において「家族による介助が難しくなったため」の割合が最も高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	家族による介助が難しくなったため	常時介助が必要なため	医療的なケアが必要なため	住まいが障害に対応していなかったため	在宅サービスが不十分だったため	在宅生活が経済的に難しくなったため	家族に勧められたため	家族から自立するため	リハビリや訓練を受けるため	施設のほうが安心して暮らせるため	特に理由はない	その他	無回答
身体障害	22	45.5	31.8	9.1	9.1	4.5	-	4.5	4.5	9.1	27.3	4.5	4.5	18.2
知的障害	60	61.7	35.0	-	1.7	5.0	-	28.3	11.7	8.3	31.7	1.7	5.0	10.0
精神障害	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-
発達障害	2	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

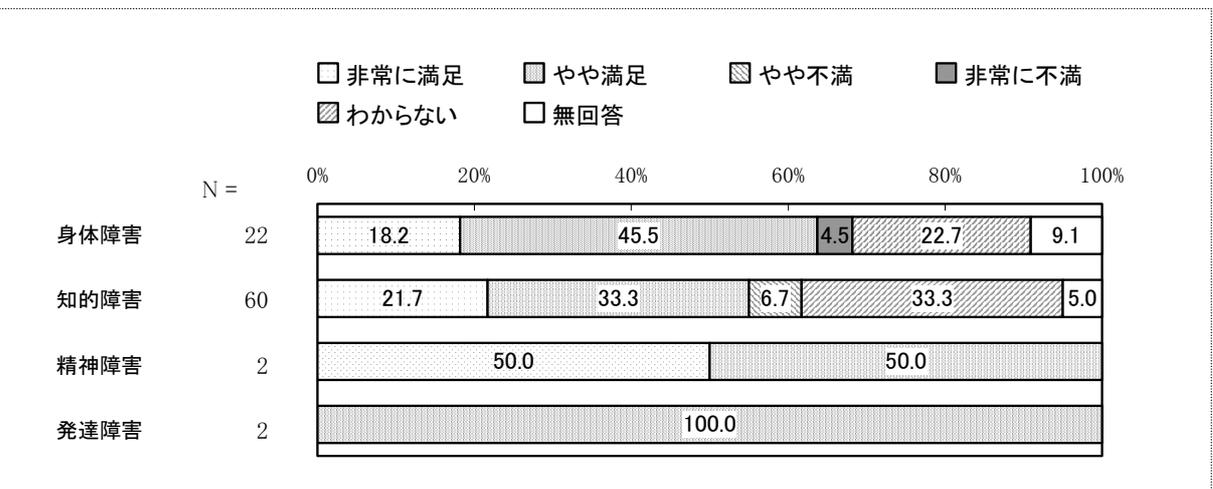
普段の日中の過ごし方

普段の日中の過ごし方については、身体障害、知的障害で「入所している施設で看護や介護を受けて過ごしている」「入所している施設で作業や訓練をしている」の割合が高くなっています。



現在入所している施設での生活における満足度

現在入所している施設での生活における満足度については、身体障害、知的障害で「非常に満足」と「やや満足」をあわせた満足している人の割合が5割以上となっています。



日常生活で困っていること

日常生活で困っていることについては、すべての障害において、「自分では身の回りのことが十分できない」の割合が最も高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	健康状態に不安がある	自分では身の回りのことが十分できない	施設での生活に不満がある	施設での作業や訓練に不満がある	プライバシーが十分保てない	外出の機会が少ない	施設職員や入所者との関係がうまくいかない	家族とあまり会えない	将来の生活に不安を感じている	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害	22	36.4	40.9	13.6	-	4.5	27.3	9.1	13.6	18.2	9.1	9.1	4.5
知的障害	60	26.7	33.3	5.0	3.3	8.3	21.7	1.7	25.0	10.0	18.3	10.0	6.7
精神障害	2	50.0	100.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
発達障害	2	50.0	50.0	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-

入所している施設に対する要望

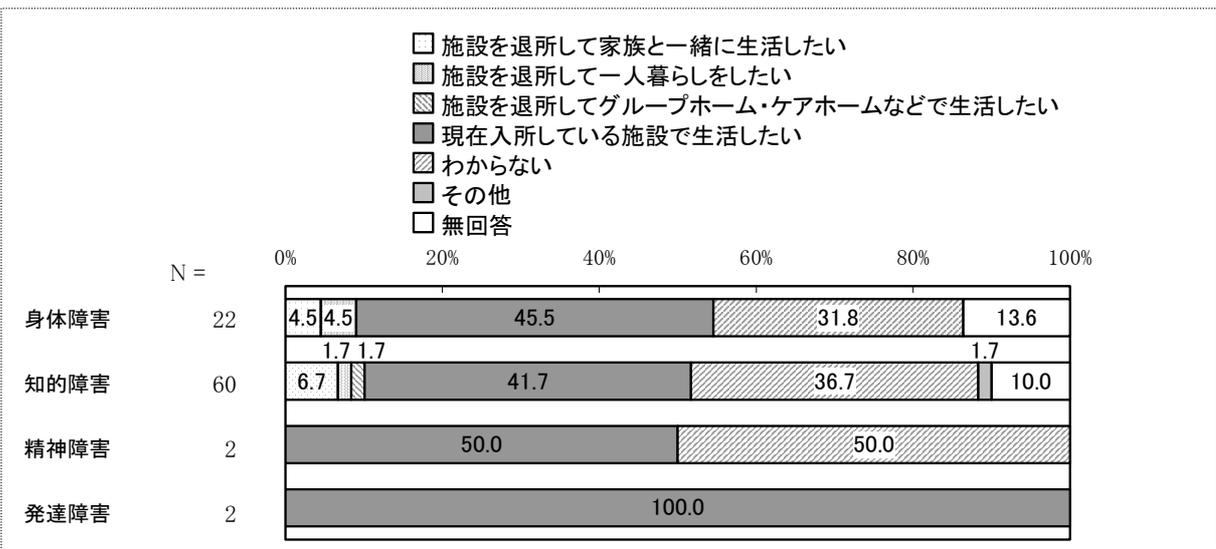
入所している施設に対する要望については、身体障害、知的障害、精神障害で「外出機会の増加」の割合が最も高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	看護や介護の質の向上	職員の対応の仕方の改善	食事の充実	居室などの生活空間の改善	プライバシーへの配慮	日中活動の充実	余暇活動の充実	外出機会の増加	人との交流機会の増加	相談体制の充実	地域生活に向けた自立訓練	一般就労に向けた職業訓練	特に要望はない	その他	無回答
身体障害	22	18.2	9.1	13.6	9.1	-	9.1	13.6	31.8	4.5	4.5	4.5	4.5	27.3	9.1	4.5
知的障害	60	8.3	18.3	15.0	18.3	10.0	11.7	20.0	35.0	5.0	1.7	5.0	5.0	33.3	10.0	6.7
精神障害	2	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-
発達障害	2	50.0	100.0	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	50.0	-

将来、送りたいと思っている生活

将来、送りたいと思っている生活については、すべての障害において「現在入所している施設で生活したい」の割合が最も高くなっています。



障害のある人が地域で生活していくために必要だと思うこと

障害のある人が地域で生活していくために必要だと思うことについては、身体障害では、「利用しやすい医療機関」「交通機関や施設などのバリアフリー化」「地域の人たちの障害に対する理解」の割合が最も高く、約3割を超えています。

知的障害では、「地域の人たちの障害に対する理解」の割合が約5割となっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	地域生活やサービス利用に関する相談支援	訪問系サービスの充実	日中活動系サービスの充実	グループホーム・ケアホームの拡充	支援事業の充実	コミュニケーション	障害者のための住宅の確保	利用しやすい医療機関	一般就労するための支援	交通機関や施設などのバリアフリー化	地域の人たちの障害に対する理解	特に必要なことはない	その他	無回答
身体障害	22	27.3	18.2	22.7	22.7	4.5	13.6	31.8	13.6	31.8	31.8	9.1	-	36.4	
知的障害	60	35.0	30.0	41.7	31.7	23.3	20.0	38.3	16.7	25.0	48.3	-	6.7	20.0	
精神障害	2	100.0	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	100.0	-	-	-	
発達障害	2	50.0	-	100.0	50.0	50.0	-	100.0	-	50.0	-	-	-	-	

障害のある人が一般就労するために必要だと思う支援

身体障害では、「働くための知識や能力を身につけるための職業訓練」「障害についての理解を促進するための職場への働きかけ」の割合が最も高くなっています。知的障害では、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制」「働くための知識や能力を身につけるための職業訓練」「障害の特性に合った職業・職域の開拓」の割合が高く、4割以上となっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制	働くための知識や能力を身につけるための職業訓練	障害の特性に合った職業・職域の開拓	障害者が働く雇用の場の創出と拡充	希望に合った仕事を求めるための求人情報の提供	障害についての理解を促進するための職場への働きかけ
身体障害	22	27.3	36.4	31.8	22.7	31.8	36.4
知的障害	60	46.7	43.3	40.0	33.3	26.7	38.3
精神障害	2	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0
発達障害	2	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-

区分	通勤経路や職場のバリアフリー化	障害や病気の状態に応じた柔軟な勤務体制	ジョブコーチなど職場に定着するための支援	特に必要なことはない	その他	無回答
身体障害	27.3	18.2	31.8	9.1	9.1	40.9
知的障害	20.0	35.0	36.7	8.3	10.0	20.0
精神障害	-	50.0	50.0	-	-	-
発達障害	-	100.0	100.0	-	-	-

第3章

計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

計画の基本理念については、第2期計画を踏襲し、計画を推進します。

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重 ●●●●●●●●

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別・程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現していくことを基本として、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。

また、障害者の虐待予防の取組みに関する現状を把握するとともに、虐待の予防に関する取組みを一層進め、障害者の人権を尊重し、自己決定と自己選択のできる体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化 ●●●●●

障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことや、身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化され、立ち遅れている精神障害者に対するサービスの提供がなされてきました。今後も、すべての障害者に対し制度の谷間のない総合的な支援体制と提供を充実させていきます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備 ●●●●●

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限活用しながら、サービス基盤の整備を進めていきます。

計画の基本理念

障害者の自己決定と自己選択の尊重

市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

2 平成26年度の目標値

国の基本方針、東京都の基本的考え方、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行 ●●●●●●●●●●

項目	数値	考え方
第1期策定時入所者数	86人	平成17年10月1日現在
地域生活移行目標値	14人	地域移行実績等を勘案して設定

(2) 福祉施設から一般就労への移行 ●●●●●●●●●●

項目	数値	考え方
第1期策定時移行数	6人	平成17年度実績値
一般就労移行目標値	24人	平成17年度実績の4倍を設定

(3) 就労移行支援事業の利用者数 ●●●●●●●●●●

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	675人	平成26年度末における福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	62人	作業所等の法内化、特別支援学校からの卒業等、実情を勘案して設定

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 ● ● ● ● ●

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業 の利用者	13人	平成26年度末における就労継続支 援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(B型)事業 の利用者	328人	平成26年度末における就労継続支 援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型) 事業の利用者 (B)	341人	平成26年度末における就労継続支 援(A型+B型)事業を利用する者の 数
【目標値】 平成26年度末の就労継続支 援(A型)事業の利用者の割 合(A)/(B)	3.8%	平成26年度末における就労継続支 援事業を利用する者のうち、就労 継続支援(A型)事業を利用する者 の割合

第4章

サービス見込量と見込量確保のための方策

1 サービス体系

障害者自立支援法に基づくサービスには、(i)障害福祉サービス、(ii)自立支援医療、(iii)補装具、(iv)地域生活支援事業があります。第2期の進捗状況やアンケート調査結果、施設代表者会・市民懇談会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、各サービスの見込量を年度ごとに算出していきます。

	サービスの種類	サービスの内容
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型） 療養介護 短期入所
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）施設入所支援
	相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
	自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院医療
	補装具	補装具
地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
	その他の事業	日中一時支援事業 社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業） 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

2 障害福祉サービス

見込量算出にあたっては、第2期の実績及び特別支援学校の卒業生の進路意向などをもとに、算出します。

(1) 訪問系サービス

見込量算出の考え方

前期計画の利用時間数は下回っていますが、地域生活への移行が進んでいる中で、利用者数は年々増加傾向にあります。

今後も、地域生活への移行が進むことが考えられるため、第3期の利用時間については、伸びを見込んでいます。

居宅介護

自宅で身体介護や家事援助などの支援を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的にを行います。

行動援護

行動障害のある知的障害者・精神障害者で、常時介護を必要とする方に、移動の介護や危険回避の援護などを行います。

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動が必要な情報を提供し、移動の支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者で、その必要性が高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

居宅介護 行動援護 重度障害者等包括支援	重度訪問介護 同行援護	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用時間数(月)		9,346 時間	10,281 時間	11,309 時間
実利用者数(月)		166 人	183 人	202 人

(2) 日中活動系サービス

見込量算出の考え方

前期計画では、サービスによっては見込量と実績に差が生じていますが、多くのサービスでは事業者の新体系移行等により利用者数は増加しています。

算出にあたっては、過去の利用実績や学校の卒業者数、地域移行による利用者の増加等を考慮したうえで、実利用者数を推計し、これに利用日数や平均利用率を勘案して、のべ利用日数を算出しています。

生活介護

常に介護を必要とする障害者に対し、施設等で入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

生活介護	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	4,068 日	4,643 日	5,034 日
実利用者数(月)	200 人	225 人	242 人

自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

自立訓練（機能訓練）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	20 日	60 日	160 日
実利用者数(月)	1 人	3 人	8 人

自立訓練（生活訓練）

知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

自立訓練（生活訓練）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	125 日	401 日	447 日
実利用者数(月)	8 人	20 人	22 人

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	768 日	929 日	1,136 日
実利用者数(月)	46 人	53 人	62 人

就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や提供を受けるもので、福祉工場などが想定されています。

就労継続支援（A型）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	123 日	192 日	284 日
実利用者数(月)	6 人	9 人	13 人

就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行うもので、授産施設や作業所などが想定されています。

就労継続支援（B型）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	4,882 日	5,222 日	5,766 日
実利用者数(月)	282 人	302 人	334 人

療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を必要とする方に、病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

療養介護	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	6 人	6 人	6 人

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。

短期入所（ショートステイ）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
のべ利用日数(月)	161 日	177 日	195 日
実利用者数(月)	24 人	26 人	29 人

(3) 居住系サービス**見込量算出の考え方**

共同生活援助や共同生活介護については、前期計画の見込量をやや下回っていますが、利用人数は年々増加しています。

今後は、施設整備や地域移行等によるグループホーム・ケアホームの入所者の増加が見込まれることから、第3期計画においては、増加を見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）

地域での共同生活に支障のない障害者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする障害者に対し、共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	87 人	96 人	125 人

地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

地域定着支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	2 人	3 人	4 人

3 自立支援医療

見込量算出の考え方

見込量については、第2期の利用実績に基づいた人数により算出しています。

更生医療

18 歳以上の身体障害者が、障害の軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（更生医療）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	47 人	52 人	57 人

育成医療

身体に障害があったり、病気のために将来障害が残る恐れのある 18 歳未満の児童が、手術等で改善を図る場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（育成医療）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	29 人	32 人	35 人

精神通院医療

精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（精神通院医療）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	1,841 人	1,933 人	2,030 人

4 補装具

身体障害者の身体機能を補完・代替するための用具（車いす・義肢・補聴器など）の購入費・修理費の一部を給付します。

見込量算出の考え方

前期計画では、見込量と実績に差が生じていますが、利用者数は増加傾向にあります。

見込量については第2期の利用実績に基づいた人数により、算出しています。

補装具	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(月)	322 人	348 人	382 人

5 地域生活支援事業

見込量算出の考え方

前期計画では、サービスによっては見込量と実績に差が生じているため、第2期の利用実績に基づいた人数や件数により、算出しています。

(1) 必須事業

相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、自立した社会生活を支援します。その中で、障害者の虐待防止のための取組みも行っていきます。新たに設置される『東久留米市地域自立支援協議会』は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのために中核的な役割を果たす協議の場として機能します。

相談支援事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会 (実施状況)	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (実施状況)	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業 (利用件数)	3 件	4 件	5 件

コミュニケーション支援事業

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、点字翻訳者や手話通訳者等の確保・育成を図ります。

コミュニケーション支援事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業 (派遣件数)	115 件	135 件	155 件
要約筆記者派遣事業 (派遣件数)	78 件	86 件	95 件

日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の給付・貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具給付等事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具(利用件数)	15 件	16 件	17 件
自立生活支援用具(利用件数)	31 件	32 件	33 件
在宅療養等支援用具(利用件数)	31 件	32 件	33 件
情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	45 件	47 件	50 件
排泄管理支援用具(利用件数)	1,891 件	1,952 件	2,013 件
住宅改修費(利用件数)	20 件	21 件	22 件

移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

移動支援事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	42 箇所	45 箇所	50 箇所
実利用者数(月)	262 人	288 人	317 人
利用時間数(月)	2,555 時間	2,811 時間	3,092 時間

地域活動支援センター機能強化事業

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする地域活動支援センターの機能を充実させていきます。障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を強化していきます。

地域活動支援センター機能強化事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
型（市内）	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	75 人	80 人	85 人
型（市内）	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	36 人	41 人	46 人

地域活動支援センターの種類

- I 型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であることが条件。
- II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが条件。

(4) サービス提供事業者の確保・育成 ●●●●●●●●

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害者が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選べるように、サービス提供事業者に対して支援と助言を行っていきます。また、様々な事業者に対して障害福祉に関する啓発と障害者のニーズなどの情報提供を幅広く行うことで、障害福祉サービス等への新規参入を促進していきます。

(5) サービスの質の確保・向上 ●●●●●●●●

サービス提供に従事する人員を確保し、様々な障害特性に対応できる専門性を備えた福祉人材として育成していくために、研修など必要な支援を行っていきます。また、サービスの質を確保・向上するために、第三者評価の活用や権利擁護・虐待防止のための取組みなどを支援していきます。

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民参加の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画の推進にあたっては、障害当事者やその家族、障害福祉関係者の参加を仰いで、その意見・要望を生かしていくとともに、一般市民や市内の企業・団体等にも広く参加を促し、市民全体で障害者を支援していく環境を醸成していきます。

(2) 行政内部における推進体制の強化 ●●●●●●●●●●

本計画の推進のために、市の関係各課で情報共有と連携を強化し、分野を越えた総合的な体制で取組みを進めていきます。また、国や都とも緊密に連絡を取りあい、必要があれば意見・要望を具申していきます。

(3) 関係者・関係機関の連携の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

発達障害や高次脳機能障害を含めた障害のある方の地域生活を総合的に支え、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施していくためには、医療・保健・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野の連携を図っていく必要があります。障害の特性などの理解を深めるための啓発を進めていくとともに、行政や障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア・NPO 団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、様々な関係者・関係機関の連携・協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を目指していきます。

(4) 障害者自立支援法以外の取組み ●●●●●●●●

障害者が日々の生活の中で必要としている支援については、その年齢や障害の種別によって様々です。学校を卒業した後は、日中活動として、例えば「就労継続支援」や「生活介護」等の日中活動系サービスの利用がありますが、その後の時間帯や障害児などの放課後活動や休日などの余暇活動も障害者・児の地域生活にとって欠かせないものとなっています。平成24年4月からは、「児童デイサービス」など一部の事業が児童福祉法に移行となる見直しがされますが、放課後活動等の事業についてはなかなか移行できない状況です。「障害者自立支援法」廃止後の「障害者総合福祉法（仮称）」を注視しながら、これら枠外となっている事業の継続をサポートしていきます。

(5) 『東久留米市地域自立支援協議会』について ●●●●●

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス提供事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議することが大切です。平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部を改正する法律では『自立支援協議会』について、設置促進や運営の活性化のために法律上に根拠を設けることとされました。このことから、東久留米市も現在準備中の『東久留米市地域自立支援協議会』をできるだけ早い時期に設置するよう努めます。

(6) 『東久留米市障害者就労支援室』について ●●●

東久留米市では、就労を希望する障害者の職業相談や、就労中の障害者を就労面と生活面から一体的に支援するために『東久留米市障害者就労支援室』「さいわい」・「あおぞら」を平成22年9月から設置しています。就労支援室では、一般就労を希望する方には就労前の職場開拓や就職準備等の支援を行い、就労後にフォローが必要な方には職場定着のための支援等を行います。また、事業者等の雇用者に対して、障害者雇用についての啓発活動や情報提供、実際に雇用する際の支援・助言を行います。今後も関係機関とのネットワークを構築しながら、障害者の就労支援を総合的に推進していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理と評価については、施設代表者会や新たに設置される『東久留米市地域自立支援協議会』を中心に、サービスの提供状況や新体系への移行状況などを定期的に把握・検証して、必要があれば適切な対応を取るよう努めます。また、必要に応じて障害当事者やその家族、関係団体、サービス提供事業者等の意見を把握する機会を設けます。

参考資料

1 東久留米市施設代表者会議検討経過

会議名	開催月日	検討内容
第1回施設代表者会	平成23年 8月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期東久留米市障害福祉計画アンケート調査について 今後のスケジュールについて
アンケート調査	平成23年 9月30日(金)～ 10月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の障害者手帳所持者のうち、在宅2,904名、施設入所者96名
第2回施設代表者会	平成23年 12月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果について 第3期障害福祉計画(骨子案)について
市民懇談会	平成23年 12月18日(日)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果について 第3期障害福祉計画(骨子案)について
第3回施設代表者会	平成24年 1月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期障害福祉計画(素案)について
パブリックコメント	平成24年 2月6日(月)～ 2月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 意見件数 2件
第4回施設代表者会	平成24年 3月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期障害福祉計画(最終案)について

(2) 障害者グループホーム、ケアホーム ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施設名	事業内容	定員(人)
優朋(ゆうほう)	知的障害者グループホーム・ケアホーム	7
東久留米第1・第2 氷川台寮	知的障害者グループホーム・ケアホーム	6・6
東久留米第3氷川台寮	知的障害者グループホーム・ケアホーム	2
生活寮「そら」・「うみ」	知的障害者グループホーム・ケアホーム	7・7
生活寮「にじ」・「かぜ」	知的障害者グループホーム・ケアホーム	7・7
グッドライフ生活寮1	知的障害者グループホーム・ケアホーム	4
グッドライフ生活寮2	知的障害者グループホーム・ケアホーム	4
グッドライフ生活寮3	知的障害者グループホーム・ケアホーム	4
ウィル生活寮	知的障害者ケアホーム	3
ウィル第二生活寮	知的障害者ケアホーム	2
ウィル第三生活寮	知的障害者ケアホーム	2
みんなの家やすらぎ寮 第1	知的障害者ケアホーム	4
グループホーム どんぐり中央荘	精神障害者グループホーム	5
グループホーム むさし野	精神障害者グループホーム	6

3 用語解説

か行

グループホーム・ケアホーム

障害者や高齢者などが地域に身近な住宅等の小規模施設で、職員の介助を受けながら一緒に生活する居住形態です。障害者自立支援法のサービスには、地域での共同生活に支障のない身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象とした「共同生活援助（グループホーム）」と、介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象とした「共同生活介護（ケアホーム）」があります。

ケアマネジメント

障害者の地域における生活支援をするために、本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進し、援助します。

高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とした脳機能の障害です。脳の損傷部位により記憶・注意・思考・言語・社会的行動上に障害が残ります。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともあります。

さ行

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者、またはその制度を言います。障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。

成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度です。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートします。

た行

地域活動支援センター

障害者に、通所による創作的活動または生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりします。

特別支援学校

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症も含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

平成 19 年 4 月に施行された改正学校教育法により、従来の特殊教育からの転換が行われました。主な特徴としては、①一人ひとりの教育ニーズに応じた支援、②発達障害児などへの対象の拡大、③従来の盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換などが挙げられます。

は行

発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。平成 17 年 4 月に施行された同法により、これまで立ち遅れていた発達障害者への支援が法的に定められました。発達障害には、言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがありますが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害（LD）や、注意力・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥多動性障害（ADHD）など、障害のある能力やその程度は非常に様々です。

バリアフリー化

公共の建築物や交通機関、道路、住宅などについて、障害者をはじめ高齢者や妊産婦、けがをしている方などの利用に配慮して、生活上の障壁（バリア）を取り除くことを言います。具体的には歩道・通路の段差の解消や十分な幅員の確保、エレベーターの設置、点字ブロックや音声信号機の設置などがあります。最近ではこのような『物理的バリアフリー化』だけでなく、あらゆる分野で障害者等の生活上の障壁を取り除くことが必要とされており、資格の取得制限等に関する『制度的バリアフリー化』や、障害のある人とない人の間で心理的な障壁をなくしていく『心のバリアフリー化』、情報面での障壁をなくしていく『情報バリアフリー化』なども重視されています。

ら行

レスパイト

長期間・長時間介助に携わっている家族などの介助者を、一定の期間、一時的に障害児・者の介助から解放する援助のことです。介助者自身の心身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保できるようにするとともに、普段参加することが難しい地域での交流、余暇活動などの社会活動への参加機会を提供することも目的としています。

英数字

N P O (Non Profit Organization)

特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府組織の一部ではない）組織・団体を指します。介護保険の指定居宅介護サービス事業等は、NPO も担うことができます。

第3期東久留米市障害福祉計画

平成24年3月

発行 東久留米市 福祉保健部 障害福祉課

〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1

電話 042-470-7747 FAX 042-475-8181